

2021 年度 サービス管理責任者等研修会 基礎研修 開催要綱

1 目的

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」という。）及び児童福祉法の適切かつ円滑な運営に資するため、サービスや支援の質の確保に必要な知識、技能を有するサービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者の養成を図ることを目的とする。

2 実施主体

公益社団法人大分県社会福祉士会（大分県指定研修事業者）

3 対象者

以下に掲げる障がい福祉サービスのいずれかを実施する事業者等において、サービス管理責任者等として配置予定で、別表に掲げる業務内容に応じ、通算して別表右欄に掲げる年数以上の実務経験を有する者

- (1)療養介護 (2)生活介護 (3)自立訓練（機能訓練） (4)共同生活援助
- (5)自立訓練（生活訓練※宿泊型も含） (6)自立生活援助 (7)就労移行支援
- (8)就労継続支援 A 型 (9)就労継続支援 B 型 (10)就労定着支援
- (11)障害者支援施設 (12)児童発達支援 (13)放課後等デイサービス
- (14)居宅訪問型児童発達支援 (15)保育所等訪問支援 (16)障害児入所支援

4 受講定員

196名

5 研修日程

全3日間 ※受講日程の選択はできませんのでご了承ください。

6 受講者決定基準

大分県に所在する事業所に勤務する者。

大分県内事業所において受講後 1 年以内にサービス管理責任者又は児童発達支援管理責任者となる者を優先します。

受講希望者が定員を上回った場合、お申し込み時の優先順位を参考に受講決定します。同一法人内から複数名お申し込みされる場合、よく検討された上で優先順位をつけてお申し込みをお願いします。

7 研修期間・研修会場

研修内容	1日目	2～3日目	会場
講義・演習 ①	2021年10月13日(水)	2021年10月14日(木) 15日(金)	大分県総合社会福祉会館 (大分市大津町2-1-41)
講義・演習 ②	2021年10月27日(水)	2021年10月28日(水) 29日(木)	大分県総合社会福祉会館 (大分市大津町2-1-41)
講義・演習 ③	2021年11月12日(金)	2021年11月18日(木) 19日(金)	大分県総合社会福祉会館 (大分市大津町2-1-41)
講義・演習 ④	2021年12月1日(水)	2021年12月2日(木) 3日(金)	大分県総合社会福祉会館 (大分市大津町2-1-41)

8 研修内容(予定)

日数	内容
1日目 (講義)	1) サービス提供の基本的考え方 2) サービス提供のプロセス 3) サービス等利用計画と個別支援計画の関係 4) サービス提供事業所の利用者主体のアセスメント
2～3日目 (講義・演習)	1) サービス管理責任者等の役割 2) 個別支援計画作成のポイントと作成手順/個別支援計画の作成 個別支援計画の実施状況の把握(モニタリング)及び記録方法

9 受講費

26,000円(テキスト・資料代含)

受講決定通知へ記載する口座へお振込み下さい。

振込手数料は受講者様ご負担でお願いします。

受講費の入金確認及び課題提出が完了した後に改めて受講証を送付します。

10 受講申し込み期間

2021年7月12日(月) 10:00～8月9日(月) 23:59

11 申込み方法(※電子申請システムと郵送の2つが必要です)

大分県社会福祉士会ホームページにあります電子申請システムにて申し込みをおこなって下さい。

(お申し込みが完了しますと、完了の通知がメールに届きます。通知が届かない場合はお申し込みができていない可能性がありますので、事務局までお問い合わせください。)

また、以下に掲げるものを別途郵送して下さい。

郵送物の締め切りは**8月10日(火) 必着**とします。

(1) 実務経験書（郵送）

(2) 受講者推薦書（郵送）

※提出がない場合は、受講をお断りさせていただきます。

※内容に空欄、不備、虚偽等があった時は、申し込みを受け付けない場合があります。

1.2 受講決定

申込書の内容を確認の上、締切後、選考により受講可否を決定し、受講決定通知を法人代表あてに送付いたします。

※先着順ではありません。

※8月下旬頃までに受講可否の通知が届かない時は、事務局へお問い合わせ下さい。

※受講可否について、電話による事前のお問い合わせはお受けいたしかねますのでご遠慮願います。

1.3 事前課題の提出について

本研修では、受講決定された方全員に、事前課題を提出していただきます。

※事前課題については7月12日頃ホームページ上に掲載します。

提出期間は8月30日（月）9：00～9月10日（金）17：00までとします。

期間内に提出して下さい。

注意点：各自、自身で事前課題を作成すること。

他の受講者と酷似した課題を提出した場合は、再提出を求める場合もございます。

※提出期限までに課題の提出がない場合は、受講決定を取り消すことがありますのでご注意ください。

1.4 修了証

(1) カリキュラムをすべて修了したものは、修了証を交付します。

(2) 遅刻、早退、研修中の退席の著しい者等には、修了証は交付しません。

（30分以上の遅延も受講取り消しとなります。）

(3) また、著しく受講態度の悪い者（私語、居眠り、携帯電話の利用等）についても修了となりませんので、ご注意ください。（事業所指定の申請については、修了証の添付が必要です。）

1.5 留意点

(1) 申し込み時の氏名・生年月日が修了証に記載されますので、間違いがないように入力して下さい。（必要事項を記載した修了証書を研修最終日に交付します。）

(2) 研修修了者について、必要事項を記載した名簿を作成し、本会および大分県にて厳重に管理します。

(3) 受講申込書等に虚偽の記載があった場合は、受講を取り消す場合があります。

- (4) 受講申込書等に記載された個人情報は、本会のご案内および本研修の運営目的以外には使用しません。
- (5) 受講料の納入方法・期限等については、受講決定通知書にてご案内します。

16 その他

- (1) 平成30年度までにサービス管理責任者等研修会の修了者は、基礎研修ではなく、更新研修を令和5年度までに受講して下さい。
- (2) 受講決定後の受講者の変更はできません。
なお、主催者の判断以外で入金後の受講キャンセルや当日欠席された場合において費用の払い戻しはできませんので、ご了承下さい。
- (3) 受講者の推薦については、すべての研修カリキュラムが受講できることを要件とします。
- (4) 身体障がいがあるなどの理由により、座席の位置などに特別な配慮が必要な方は、受講申し込み時に備考欄にその旨の入力をお願いします。
- (5) 適切な室温管理に努めておりますが、個人差がありますので衣服調整にて対応のほどよろしくをお願いします。
- (6) 今年度は新型コロナウイルス感染防止のため、受講決定通知の発送前に主催者の判断により中止、延期、会場変更等を行うことがあります。その際は、大分県社会福祉士会のホームページに掲載します。個別の連絡は行いませんので、研修前日には必ずホームページをご確認下さい。
なお、受講決定後の主催者の判断により中止、延期、会場変更等を行う場合は、個別にこちらから文書等でご連絡を差し上げます。
- (7) 会場では「マスクの着用」や「手洗いの徹底や手指の消毒」等、感染防止に協力をお願いします。また、発熱等の症状が見られる場合は、必ず事務局に事前に相談し、指示に従って下さい。

17 問合せ

【本研修の受講手続等に関すること】

〒870-0907 大分県大分市大津町 2-1-41 大分県総合社会福祉会館 2F
公益社団法人大分県社会福祉士会
(TEL : 080-8565-6609 平日 9 : 00 ~ 17 : 00)

【サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者の事業所指定の配置要件等、制度に関すること】

大分県障害福祉課 施設支援班 (097-506-2745)

大分市障害福祉課 (097-537-5658) 【大分市に所在する事業所は大分市へ】